

2025年11月20日

各 位

会 社 名 ホウライ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 小野 直樹
(コード9679 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 山崎 健一
T E L 03-6810-8100

譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「PSU制度」といい、RS制度と総称して「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2025年12月23日に開催予定の第142期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の概要及び導入の条件

（1）本制度の概要

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度であり、譲渡制限付株式報酬制度（RS制度）と事後交付型業績連動型株式報酬制度（PSU制度）から構成されます。

RS制度は、対象取締役が、譲渡制限付株式の交付時点から当社株主としての地位を有することで、株価及び株主還元の意識並びにこれらを実現するための持続的な経営の安定及び企業価値向上への意識を早期に醸成させることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する報酬制度です。

PSU制度は、目標達成度に応じて付与株式数を変動させることで、中期経営計画の業績目標達成への意欲を高め、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを強化することを目的として、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2026年10月1日から2029年9月30日までの3事業年度とします。）中の業績に関する数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社の普通株式（譲渡制限付株式）を、対象取締役の評価期間分の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度です。したがって、PSU制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

当社は、RS制度及びPSU制度を併用することにより、持続的な経営の安定と中長期的な成果志向を両立させ、対象取締役に対してバランスの取れたインセンティブを付与することを目指してまいります。

なお、社内取締役のうち非業務執行取締役につきましては、その業務内容が業務執行取締役の監督であり、業務執行取締役による業務執行が当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを監督する立場にあるため、PSU制度の対象外といたします。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに株式を報酬として支給し、又は本制度に基づく株式の付与のための金銭報酬債権を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬限度額は、1991年12月24日開催の第108期定時株主総会において年額540百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度に基づく譲渡制限付株式の交付

本制度において、対象取締役は、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の新株式の発行若しくは自己株式の処分（以下、総称して「交付」といいます。）を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み（以下「現物出資方式」といいます。）、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受けることとなります。

RS制度及びPSU制度に基づき交付される当社の普通株式の総数及び総額（現物出資方式の場合は支給される金銭報酬債権の総額）は、無償交付方式と現物出資方式を併せて、合計年2万株以内（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）及び合計年額1億円以内といたします（なお、当社はPSU制度に基づく当社の普通株式及び金銭報酬債権を3年間分一括して支給できるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、PSU制度も含めて交付する当社の普通株式には譲渡制限を付し、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、RS制度及びPSU制度のそれぞれについて、取締役会において決定いたします。

また、無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。現物出資方式の場合、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以 上